

申2号 第4回期大会発言並びに組合員の要求に基づく申し入れ②

7. 上尾派出に女性更衣室を設置すること。

組合：すでに工事を開始していると聞いているが。

会社：聞いていない。工事しているとすれば別の工事ではないのか。女性が更衣できる場はすでに確保しているということは聞いている。

組合：現場での認識と相違があるので、確認し必要であれば再度窓口にて話をしていく。

会社：了解。

8. 水上駅ホーム詰所の畳と壁の改修を行うこと。

組合：改修する考えはないか。

会社：具体的にという話ではないが、古いということは承知している。優先順位付けてやっていく。しかしながら、今まで現場でそのような意見も上がっていない。

組合：担当が固定の社員だからではないのか。改修するのか判断するのはJRなのだから要望としては上げていただきたい。

会社：了解。

9. 各被服（長袖、半袖、ズボン）を1枚ずつ増貸与すること。

組合：1枚ずつ増貸与していただきたい。

会社：要望を受け、上衣は3枚に増やした。ズボンは2枚である。

組合：夏冬の切り替えは何かならないのか。

会社：下に厚着をしていただくしかない。お金がないので制服もオールシーズンということにした。

10. 新型コロナウイルスによる汚染車両または汚染が疑われる車両について、JR高崎支社との契約に基づく消毒作業の詳細（作業内容、教育・訓練方法等）を明らかにすること。

組合：消毒作業についての認識を聞きたい。以前「命にかかわる問題」と言っていたが変わりないか。

会社：安全に作業していただくということには変わりはない。

組合：契約内容の詳細は。

会社：金額に関する部分の契約をしたということになる。1時間当たりの単価などである。契約の詳細といっても、実際には汚染していると思われるつり革、握り棒などを消毒するという大まかなものである。

組合：8月4日に籠原事業所と高崎事業所で陽性アテンダントが乗務していた車両の消毒が行われている。しかし、作業員は全員防護服を着用していないのはなぜか。

会社：陽性が確認された後もお客さまが乗車している。締切・回送で到着したものであればまだわかるが、お客さまが乗車しているものに防護服を着て消毒するとはならない。

組合：どのような場合に防護服を着るのか。マニュアル化されていないのか。

会社：その時の判断だ。

組合：作業方法もマニュアル化されていないのか。

会社：その場その場での指示になる。

組合：だから不安になる。いくら手袋マスクを着用しても、あとで「陽性だった」と聞かされたら、防護服を着ていればよかったと誰もが思うのではないのか。やり方や感染防止対策だって教育しなければ不安になる。作業責任者もわかっていなかった。まずいのではないか。

会社：作業責任者が指示を迷っていたということであればまずい。

組合：作業員はもっと不安だ。だからこそ、全社員にわかるマニュアル化をすることや、きちんと教育を行ったうえで作業するということが強く受け止めていただき、検討していただきたい。

会社：了解。